

みんなでささえる

国民健康保険

問合せ 国保年金課国保係
☎内線3136、白沢支所生
活係☎内線7833、利根
支所生活係☎内線7940

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病气やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。本年度の納税通知書は、7月15日（水）に世帯主へ発送しますので期限内に納付をお願いします。

国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、納税義務者となります。

納付方法

①普通徴収（納付書または口座振替）

普通徴収の世帯で、口座振替手続きを済ませている場合は、納期限の日に口座から引き落としをします。口座振替手続きをしていない場合は、7月の通知に1期から9期までの納付書を同封します。※納付は口座振替が便利です。市内に本支店のある金融機関で手続きしてください

②特別徴収（年金天引き）

世帯主が国保に加入している年金を受給している場合、

一定の要件を満たすと年金から天引きとなります。※特別徴収は、申請により口座振替に変更できます

納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が發送され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付されます。資格証明書は、国保の加入者であることの証明ですが、医療機関を受診した際には、窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。国保税は未納のままにせず、納付について早めにご相談ください。

医療費を大切に

医療費の増加は国保税の税額に大きな影響を与えます。特定健康診査や人間ドックは、皆さんの健康増進だけでなく、医療費増加の抑制にもつながりますので、積極的な受診をお願いします。

また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用すると、皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担を軽くできます。

●国保税の納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通知書	7月発送（年9回：7月から来年3月まで毎月納付）								

●税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額）

区分		令和2年度の税率		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	6.8%	2.4%	2.1%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	24,100円	8,700円	10,700円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,000円	7,300円	6,600円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	63万円	19万円	17万円

※介護分については、40歳から60歳まで（介護保険第2号被保険者）の人が納めます

新型コロナウイルス感染症により減収などがあった人へ 国保税の減免について

1009991

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（主に世帯主）の収入が減少すると見込まれるときは、申請することで国保税の減免の対象となる場合があります。

●減免の対象となる世帯

▽新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病となった世帯

▽新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（不動産収入、事業収入、給与収入および山林収入）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

- ①事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下
- ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外

の前年の所得の合計額が400万円以下

※詳細は「令和2年度国民健康保険税納税通知書」に案内を同封しますのでご確認ください

●減免の対象となる国保税

令和2年2月1日から令和3年3月31日まで
に納期限がある国保税

●申請方法

新型コロナウイルス感染予防のため、郵送により申請してください。申請書は市HPからダウンロードいただくか、ご連絡いただければ郵送します。

※倒産や解雇、雇い止めなど、事業主の都合で離職し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された人は、申告することで国保税の軽減制度が優先適用されます

問合せ 国保年金課国保係☎内線3136